

変更前

- (3) 設備
- a) 給気系
- ① 給気ユニット
- 対象区域：管理区域(貯蔵室(1)、貯蔵室(2)、秤量室、排気機械室)
- 送風機：1基
- 風量：約7,000m³/hr
- b) 排気系
- ① 排気ユニット
- 排風機：1基
- 風量：約8,000m³/hr
- フィルタ型式：高性能フィルタ
- フィルタ寸法：約60cm×60cm×30cm
- フィルタ数量：2列×2段=4枚
- スクラバ：約100ℓ/min

管理区域からの排気は、プレフィルタ及び高性能フィルタにより処理したうえで地上高約8mの排気筒から屋外に放出する。

なお、UF₆漏えい時には、スクラバも運転して処理する。

2) 給排水設備

給水は、上水と工業用水とがあり、上水は管理室、荷役室及び秤量室の手洗器等に給水する。
また、工業用水は排気機械室及び秤量室に給水する。
手洗器等の排水は、屋内排水ピットに一時貯蔵し、J棟屋外中間排水ピットに送水する。

変更後

9-1-3 気体廃棄施設

設備名称	仕様
排風機	1基 排気能力：約8,000m ³ /h 耐震設計：水平震度0.24
高性能エアフィルタ	2列×2段 捕集効率：0.15μm径の粒子に対して99.97%以上(単体として) 管理区域の空気は、 <u>高性能エアフィルタでろ過後、排気筒から屋外へ排出する。</u>
排気筒	耐震設計：水平震度0.2

9-2 液体廃棄施設

9-2-1 液体廃棄施設の位置

(1)敷地の位置	「8-1 貯蔵施設の位置」と同じ。
(2)建家の位置	「8-1 貯蔵施設の位置」と同じ。
(3)液体廃棄物施設の位置	本施設の南側貯蔵室(1)に液体廃棄施設として、屋内排水ピットがある。また、J棟が本施設の液体廃棄施設であり、その位置は、J棟(別冊10)の記載による。
液体廃棄施設の位置	

理由

他施設の申請書の記載内容との統一を図るため

他施設の申請書の記載内容との統一を図るため

東海事業所第2ウラン貯蔵庫(本文図面)

変更箇所を○で示す。

理由	変更後	変更前
<p>他施設の申請書の記載内容との統一を図るため</p>	<p>図9-1-1 東海事業所第2ウラン貯蔵庫管理区域給排気系統図</p>	<p>障害対策書 図-4 第2ウラン貯蔵庫管理区域給排気フローシート</p>

令和5年7月4日

高レベル放射性物質研究施設の気体廃棄設備に関する記載の見直しについて

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
核燃料サイクル工学研究所 環境技術開発センター

1. 経緯

令和3年10月に実施したプルトニウム燃料第一開発室における原子力規制検査において、核燃料物質使用変更許可申請書（以下「申請書」という。）の記載と現物との不整合が確認された。

これを受け、核燃料サイクル工学研究所未燃防止処置計画書に基づき、申請書の記載と現物との不整合を調査した結果、高レベル放射性物質研究施設の液体廃棄設備についても現物との不整合が確認されたため、使用変更許可申請を行った。

2. 変更申請の内容

今回変更申請した気体廃棄施設に関するものは以下の2点である。

(1) 管理区域換排気系統の弁・ダンパの見直し

- 本文図面 図9-1-4 「管理区域換排気系統図」において、排気第4系統のブロワ下流の自動作動調圧ダンパを自動 ON-OFF 作動ダンパに変更する。
- 本文図面 図9-1-4 「管理区域換排気系統図」において、排気第7系統のフィルタユニット上流にある自動 ON-OFF バタフライ弁を手動バタフライ弁に変更する。

3. 現行の許可と現物との不整合が生じた経緯

不整合が生じた経緯について確認したところ、本施設の建設を開始するための使用変更許可申請では、変更許可申請前の図面（図1）にて許可を取得したが、排気第4系統については建設時の、排気第7系統については改造工事後の完成図書（添付1及び添付2）の記載において、当該ダンパ・弁について変更後（図2）の仕様で施工されている記載がある。完成図書と許可の図面が相違している経緯については、排気第4系統については40年以上、排気第7系統については20年以上前であり、記録がなく詳細は不明である。

なお、管理区域換排気系統については、建設時及び排気第7系統の改造工事後に施設検査を受検しており合格しているが、排気第4系統については検査の対象外となっており、排気第7系統の系統検査においても弁やダンパの仕様について確認されていない。

4. 変更許可申請における対応

現物は建設時や改造工事後の完成図書と一致し、当時の基準において施設検査における確認は不要であったことを考慮して、使用許可の図面を修正することが安全上妥当であると判断のもと、現物との不整合を解消するため、記載の適正化との理由で変更許可申請を行った。修正前後の使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の適合においても以下に示す通り、安全性に問題はないことは確認している。

5. 変更の妥当性

5.1 排気第4系統のブロワ下流の自動作動調圧ダンパの自動 ON-OFF 作動ダンパへの変更

当該ダンパは、排気第4系統の停止時に逆流防止のために逆止ダンパとセットで設置されたものであり、排気第4系統の停止時に ON-OFF ができればよく、調圧機能の要求はない。

当該ダンパは、廃棄施設の一部として「使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則」第24条に対する適合性を要求される設備であるが、「空気中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力」に影響を与えるものではない。また、材質もダクトの既許可である「原則としてステンレス鋼製及び鋼製」と同様であり、「排気口以外から気体が漏れにくい構造とし、かつ、腐食しにくい材料を用いること。」を満足することから、安全上の問題はないと判断している。

なお、昭和55年1月から昭和56年2月にかけて受検した CPF 建設時の気体廃棄設備の施設検査においては、気体廃棄施設全体として合格しているものの、排気第4系統が検査対象となっておらず、当該ダンパの当時の状況は施設検査記録から確認できなかった。建設工事の完成図書（添付1）から、施設検査受検時には自動 ON-OFF 作動ダンパになっていたことが確認できている。

5.2 排気第7系統のフィルタユニット上流にある自動 ON-OFF バタフライ弁の手動バタフライ弁への変更

当該弁は、排気第1~6系統を停止して保守する際に、最低限の負圧担保を目的として追加された排気第7系統新設工事の際に取り付けられたものであり、当該弁を開してから排気第7系統の起動し、他の排気系統を停止することにより、セルやグローブボックスの負圧を維持する。排気第7系統の起動前に開とすることができればよく、ブロワや他の弁類と同時に動かす必要がない。

当該弁は、廃棄施設の一部として「使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則」第24条に対する適合性を要求される設備であるが、「空気中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力」に影響を与えるものではない。また、材質もダクトの既許可である「原則としてステンレス鋼製及び鋼製」と同様であり、「排気口以外から気体が漏れにくい構造とし、かつ、腐食しにくい

材料を用いること。」を満足することから、安全上の問題はないと判断している。

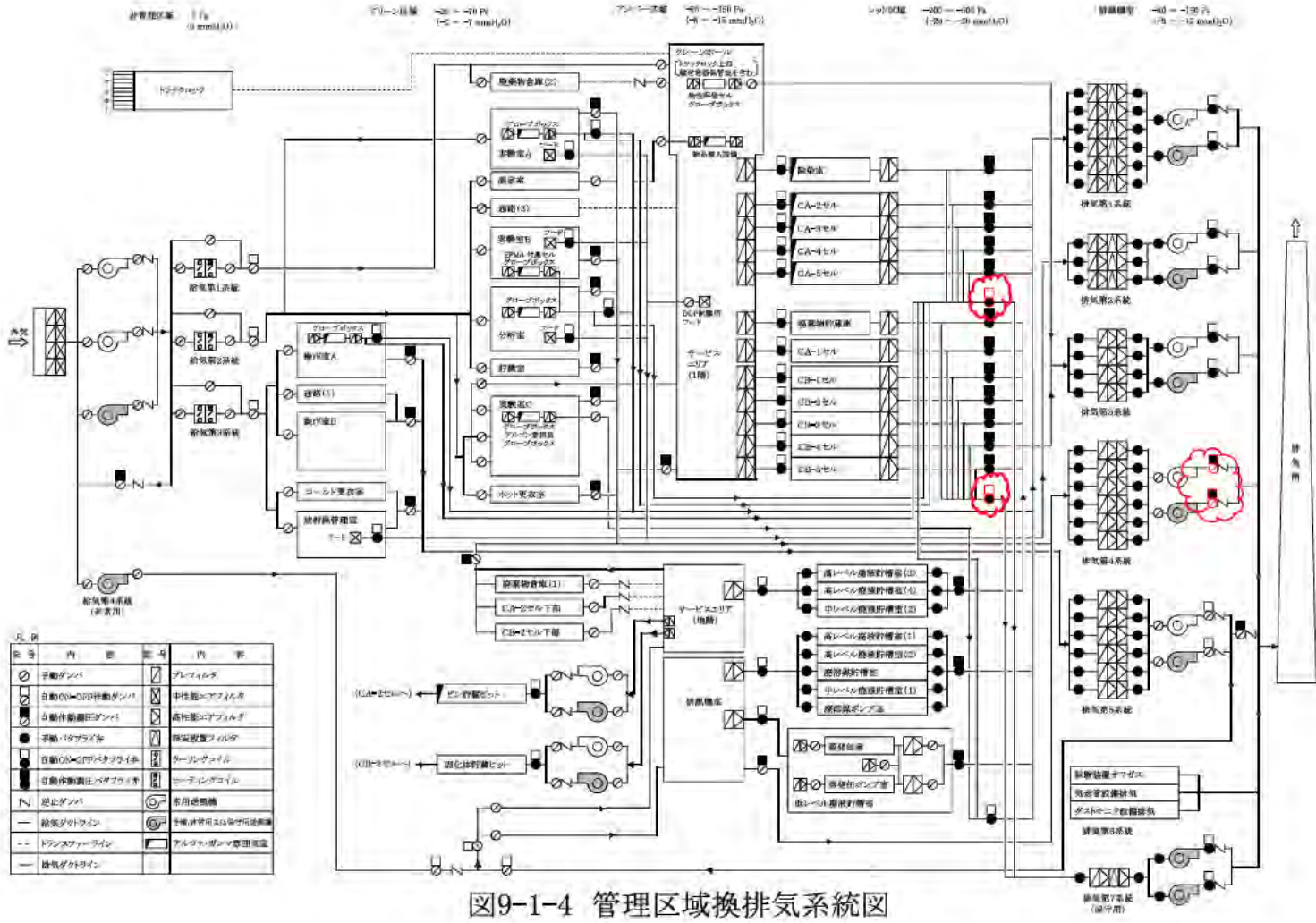
なお、平成13年3月から4月にかけて受検した排気第7系統の施設検査においては、排気第7系統全体として合格しているものの、性能検査や系統検査において当該弁は検査対象になっておらず、施設検査記録から当時の状況は確認できなかった。排気第7系統新設工事の完成図書（添付2及び添付3）から、施設検査受検時には手動バタフライ弁*1になっていたことが確認できている。

*1：完成図書の図面では「自動バルブ(遠隔式)」と表記されているが、当該図書における自動バルブ（遠隔式）とは、コントロール室からの遠隔操作によりON-OFFする弁であり、申請書上の整理では手動弁に相当する。

6. 添付資料

- ・添付1 CPF換排気系統図（CPF建設工事完成図書より抜粋）
- ・添付2 排気第7系統系統図（排気第7系統新設工事完成図書より抜粋）
- ・添付3 電動式自動弁仕様明細書（排気第7系統新設工事完成図書より抜粋）

以上



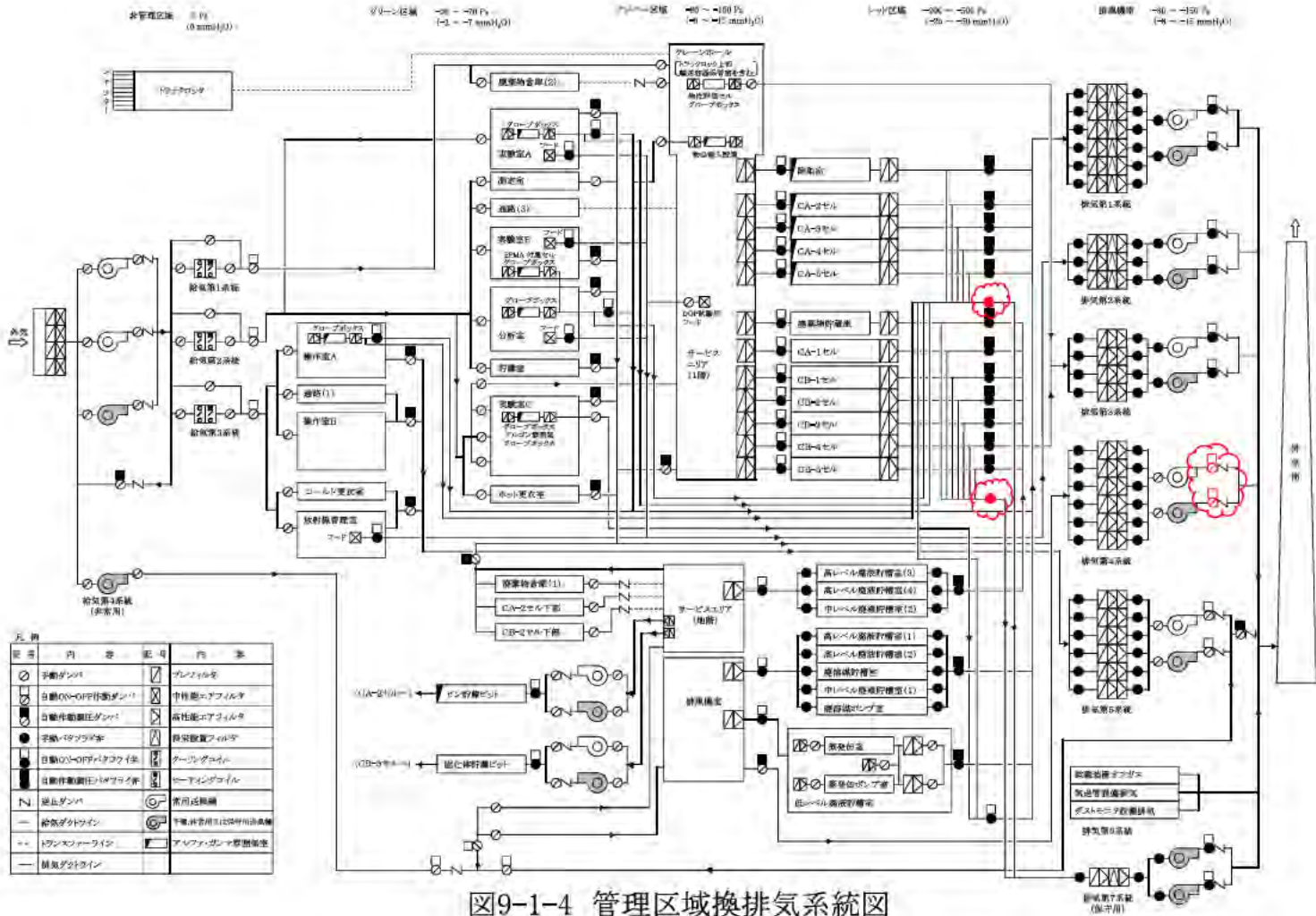
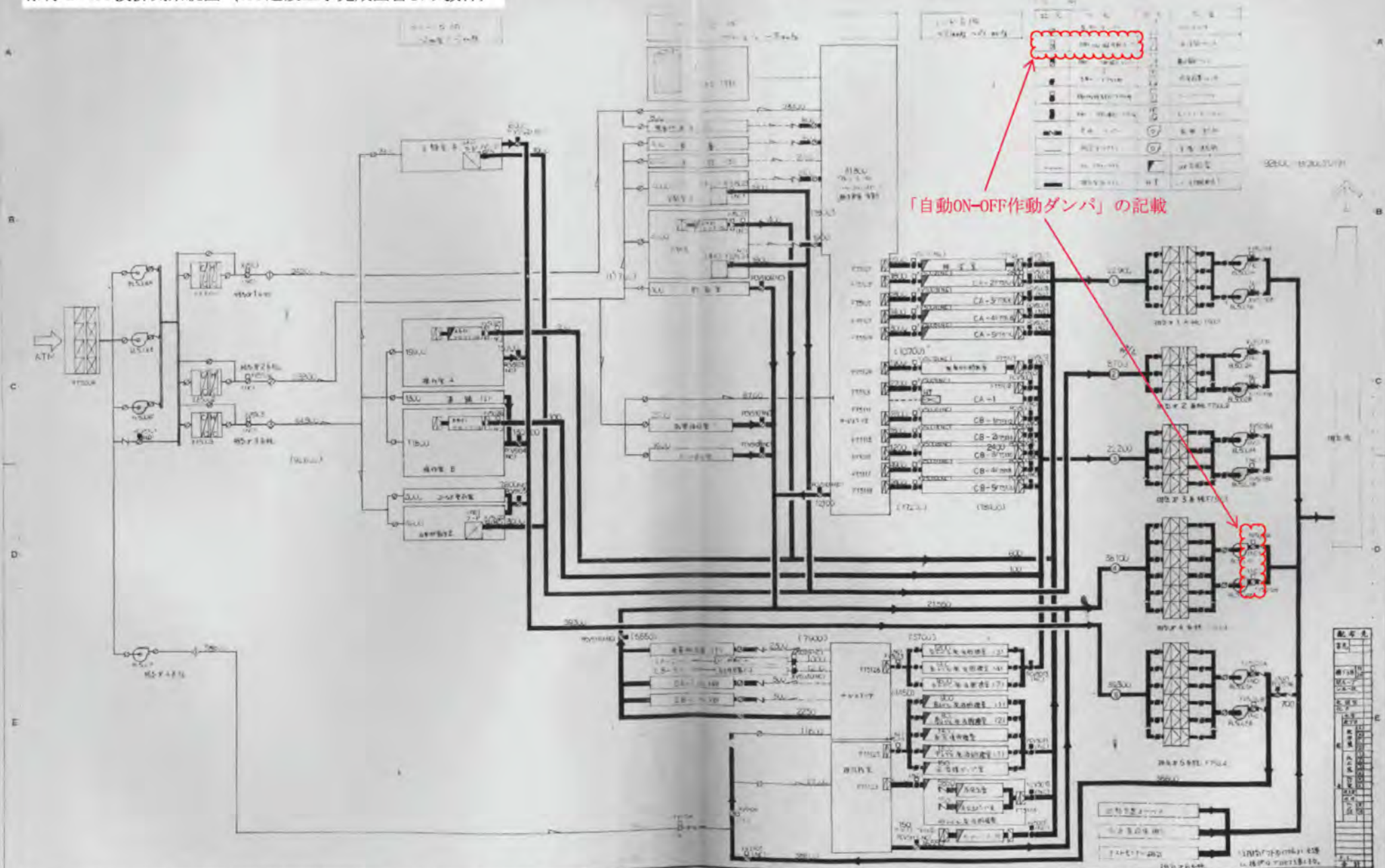


図9-1-4 管理区域換排気系統図

図2 変更後の現物と一致した図面 (本文図面 図 9-2-3)

添付1 CPF換排気系統図 (CPF建設工事完成図書より抜粋)



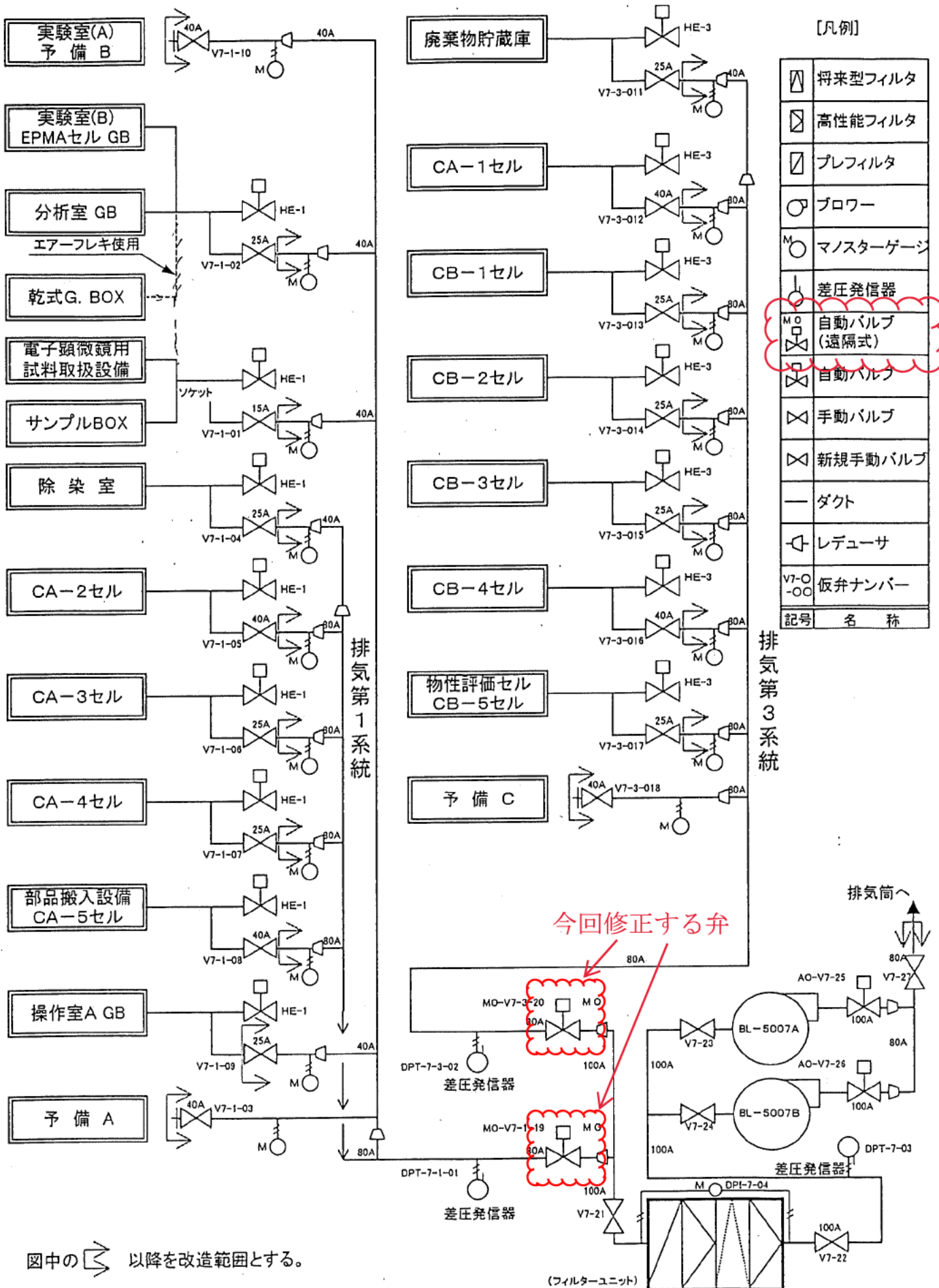
「自動ON-OFF作動ダンパ」の記載

<p>1. 図面内容</p> <p>2. 図面番号</p> <p>3. 図面名称</p>	<p>4. 図面作成者</p> <p>5. 図面承認者</p> <p>6. 図面作成日</p>	<p>7. 図面改訂履歴</p> <p>8. 図面改訂理由</p> <p>9. 図面改訂日</p>	<p>10. 図面改訂者</p> <p>11. 図面改訂承認者</p> <p>12. 図面改訂日</p>	<p>13. 図面改訂理由</p> <p>14. 図面改訂日</p> <p>15. 図面改訂者</p>	<p>16. 図面改訂承認者</p> <p>17. 図面改訂日</p> <p>18. 図面改訂理由</p> <p>19. 図面改訂者</p>
--	---	---	--	---	--

CPF排気システムの改造(排気第7系統設置)工事

第7排気系、配管系統図

図書No. ARD-52-0007



[凡例]

	将来型フィルタ
	高性能フィルタ
	プレフィルタ
	ブローワ
	マンスタージェージ
	差圧発信器
	自動バルブ (遠隔式)
	自動バルブ
	手動バルブ
	新規手動バルブ
	ダクト
	レデューサ
	V7-0-00 仮弁ナンバー
記号	名称

電動式自動弁仕様明細書

提出先	株式会社日立エンジニアリングサービス 殿			客先名	核燃料サイクル開発機構 東海事業所/環境保全・研究開発センター 殿											
工事名称	CPF排気システム改造工事			TAG No.	HO-V7-1-19			HO-V7-3-20								
数量	1			数量	1											
弁名称	電動式自動弁			弁名称	電動式自動弁											
製品記号	ELC100-10UB			製品記号	ELC100-10UB											
本体	弁形式	バタフライ弁			弁形式	バタフライ弁										
	管接続規格 / 接続形状	JIS 10K / ウェル			管接続規格 / 接続形状	JIS 10K / ウェル										
	呼び径	80A			呼び径	80A										
	ボンネット形式	—			ボンネット形式	—										
	ボデー材料	SCS13A			ボデー材料	SCS13A										
	ディスク or ボール材料	SCS13A			ディスク or ボール材料	SCS13A										
	ステム材料	SUS304N2			ステム材料	SUS304N2										
	ホーネット or シリリング材料	PTFE			ホーネット or シリリング材料	PTFE										
	パッキン / ガスケット材料	V#7631-H / —			パッキン / ガスケット材料	V#7631-H / —										
	作動特性	スロットリング			作動特性	スロットリング										
部	許容シート漏れ量	タイトシャット			許容シート漏れ量	タイトシャット										
	定格 Cv 値	—			定格 Cv 値	—										
	形式	EL100 -2			形式	EL100 -2										
駆動部	作動	スロットリング			作動	スロットリング										
	駆動電圧	AC100V/50Hz : 単相			駆動電圧	AC100V/50Hz : 単相										
	操作電圧	≒1			操作電圧	≒1										
	最大トルク	—			最大トルク	—										
	定格出力	20 W			定格出力	20 W										
	作動時間 / 絶縁等級	30 sec / E種			作動時間 / 絶縁等級	30 sec / E種										
	手動操作 / 手動ハンドル	有 / 無			手動操作 / 手動ハンドル	有 / 無										
付属品	保護構造	IP55相当			保護構造	IP55相当										
	リミットスイッチ	閉側・閉側 (各1点)			リミットスイッチ	閉側・閉側 (各1点)										
	ポテンショメータ	有			ポテンショメータ	有										
	スペースヒータ	有			スペースヒータ	有										
	*1 信号増 弁開 (逆作動) DC4 ~ 20mA (制御回路基板上スイッチにて、正作動への切替、 DC1 ~ 5Vへの切替可能)															
塗装色 (本体/駆動部)	— / 標準			塗装色 (本体/駆動部)	— / 標準											
駆動部取付姿勢	標準			駆動部取付姿勢	標準											
流体仕様	流体名	最大	常用	最小	最大	常用	最小	最大	常用	最小	最大	常用	最小	最大	常用	最小
	流量 ()															
	弁1次側圧力 ()															
	弁2次側圧力 ()															
	差圧 ()															
	最大締切圧力 ()															
	温度 ()															
	比重又は密度 ()															
粘度 ()																
計算 Cv 値																

令和5年7月4日

高レベル放射性物質研究施設の液体廃棄設備に関する記載の見直しについて

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
核燃料サイクル工学研究所 環境技術開発センター

1. 経緯

令和3年10月に実施したプルトニウム燃料第一開発室における原子力規制検査において、核燃料物質使用変更許可申請書（以下「申請書」という。）の記載と現物との不整合が確認された。

これを受け、核燃料サイクル工学研究所未燃防止処置計画書に基づき、申請書の記載と現物との不整合を調査した結果、高レベル放射性物質研究施設の液体廃棄設備についても現物との不整合が確認されたため、使用変更許可申請を行った。

2. 変更申請の内容

今回変更申請した液体廃棄施設に関するものは以下の2点である。

(1) 極低レベル廃液貯槽 (2) のオフガス系統の削除

- 本文図面 図 9-2-3 「廃液系統図」において、極低レベル廃液貯槽 (2) のオフガス系統を削除する。

(2) 極低レベル廃液貯槽 (2) からの送液経路の見直し

- 本文図面 図 9-2-3 「廃液系統図」において、極低レベル廃液貯槽 (2) から蒸発缶への液移送配管を削除する。
- 添付書類 1 図 22.1 「中レベル、低レベル、極低レベル廃液の相互関係」において、極低レベル廃液貯槽 (2) から蒸発缶への液移送配管を削除し、極低レベル廃液貯槽 (2) から低レベル廃液貯槽への液移送配管を追加する。

3. 現行の許可と現物との不整合が生じた経緯

不整合が生じた経緯について確認したところ、本施設の建設を開始するための使用許可申請（昭和52年8月19日申請、昭和53年3月28日許可）では、変更許可申請前の図面（図1-1及び図1-2）にて許可を取得したが、当時の施設検査記録（添付1）では現在の許可とは異なる系統（変更後の現物と一致した図面：図2-1及び図2-2）であり、それを基に合格している。検査記録と許可の図面が相違している経緯については、40年以上前であり、記録がなく詳細は不明である。

4. 変更許可申請における対応

現物は施設検査で合格した図面と一致し、当時の基準を満たし合格を受けていることから、使用許可の図面を修正することが安全上妥当であると判断のもと、当時の施設検査に合格した図面かつ現物との不整合を解消するため、記載の適正化との理由で変更許可申請を行った。修正前後の使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の適合においても以下に示す通り、安全性に問題はないことは確認している。

5. 変更の妥当性

5.1 極低レベル廃液貯槽（2）のオフガス系統の削除

極低レベル廃液貯槽（2）は、管理区域内のエジェクタなどで使用する蒸気の凝縮水や、更衣室やトイレの手洗い排水など、セル、グローブボックス等以外の管理区域内で発生する排水を貯留するための設備であり、ほとんど放射性物質を含まずオフガスが発生しないため、オフガス系統がなくても影響がない。

当該貯槽は、廃棄施設の一部として、「使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則」第24条に対する適合性を要求される設備ではあるが、廃液貯槽のオフガス系統についての安全上の要求はないため、現行の許可における安全評価において当該系統の能力を考慮した評価を行っていない。また、修正前後で当該貯槽に影響はなく、廃液系統図以外で変更するものではないことから、修正後においても安全上の問題はないと判断している。

なお、昭和56年6月に受検した液体廃棄設備の施設検査は、今回変更する内容で受検しており、合格している。

5.2 極低レベル廃液貯槽（2）からの送液経路の見直し

極低レベル廃液貯槽（2）には、前述のとおりほとんど放射性物質を含まない廃液であるため、基準（ $3 \times 10^{-3} \text{Bq/cm}^3$ ）を超えない廃液を貯留するが、万が一に備えてレベルチェックを行い、基準を超える廃液は蒸発缶へ移送し、蒸発処理により凝縮水を極低レベル廃液貯槽（1）へ、濃縮液を中レベル廃液貯槽へ移送する。

現行の許可では放射能濃度のレベルチェックで基準を超える廃液は直接蒸発缶へ移送する経路になっているが、現物は一旦低レベル廃液貯槽へ移送し、さらにレベルチェックを行ったうえで基準を超える廃液を蒸発缶へ移送する経路となっている。そのため、極低レベル廃液貯槽（2）から基準を超える廃液が新たに低レベル廃液貯槽に移送されることになるが、現行において低レベル廃液貯槽は基準を超える廃液を貯槽しているため、低レベル廃液貯槽に貯留する廃液の放射能濃度を変更するものではない。また、修正前後において放射能濃度のレベルチェックを行い、基準を超えるものを低レベル廃液として蒸発缶処理を行い、中レベル廃液と極低レベル廃液に分割することに変更はない。

当該送液経路は、廃棄施設の一部として「使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関

する規則」第 24 条に対する適合性を要求される設備であり、蒸発缶による廃液処理は「水中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力」を担保するものであるが、修正に係る配管については、建設当時の通水試験で水がもれないことを確認しており、材質も既許可であるステンレス鋼に変更はなく、「排水設備は、排液がもれにくい構造とし、排液が浸透しにくく、かつ腐食しにくい材料を用いること」を満足することから安全上の問題はないと判断している。

なお、昭和 56 年 6 月に受検した液体廃棄設備の施設検査は、今回変更する内容で受検しており、合格している。

6. 添付資料

- ・添付 1 施設検査記録（第 42 回の 1, 2） ※ 液体廃棄設備の施設検査記録

以上

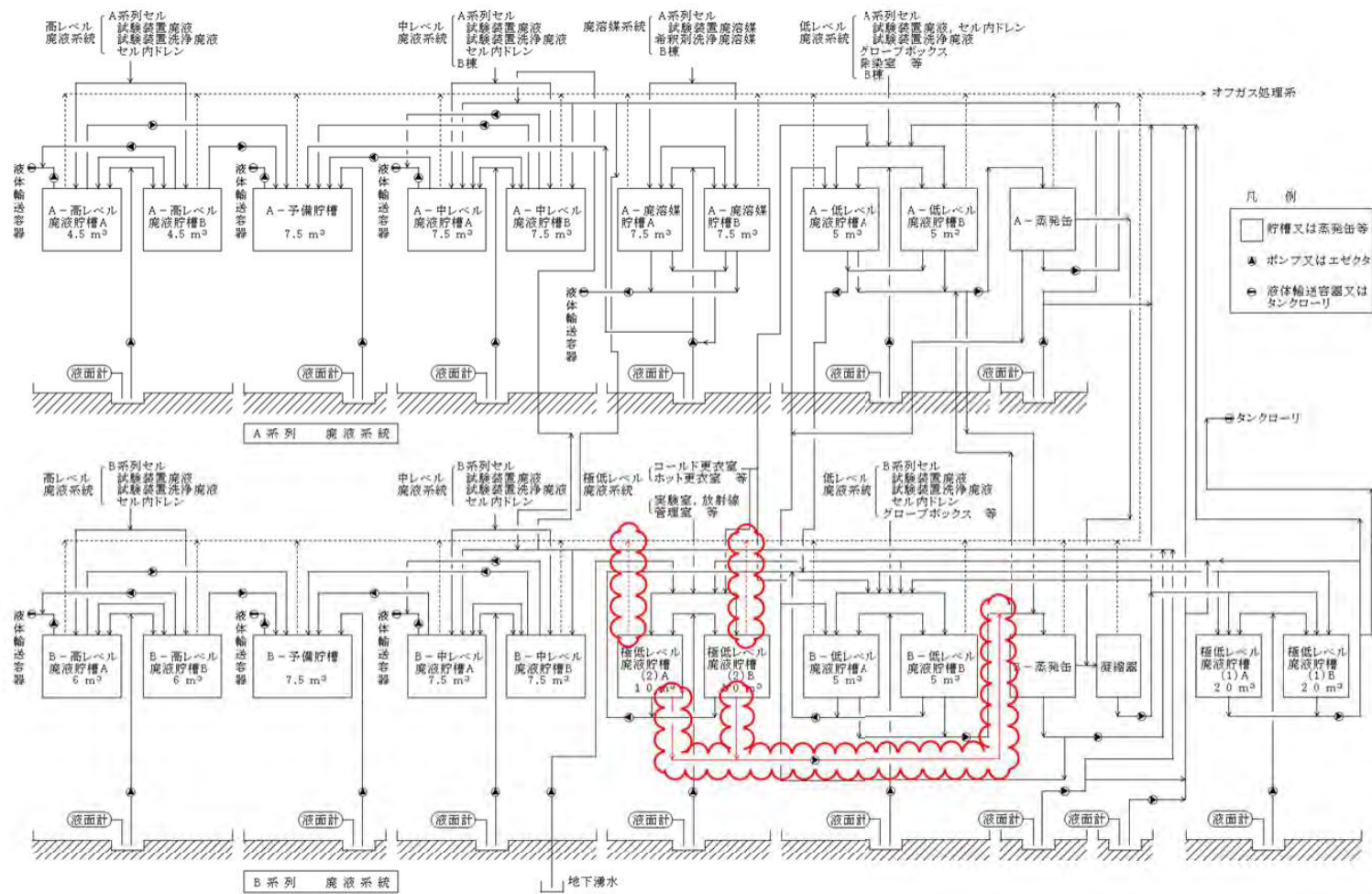


図9-2-3 廃液系統図

図 1-1 変更許可申請前の図面 (本文図面 図 9-2-3)

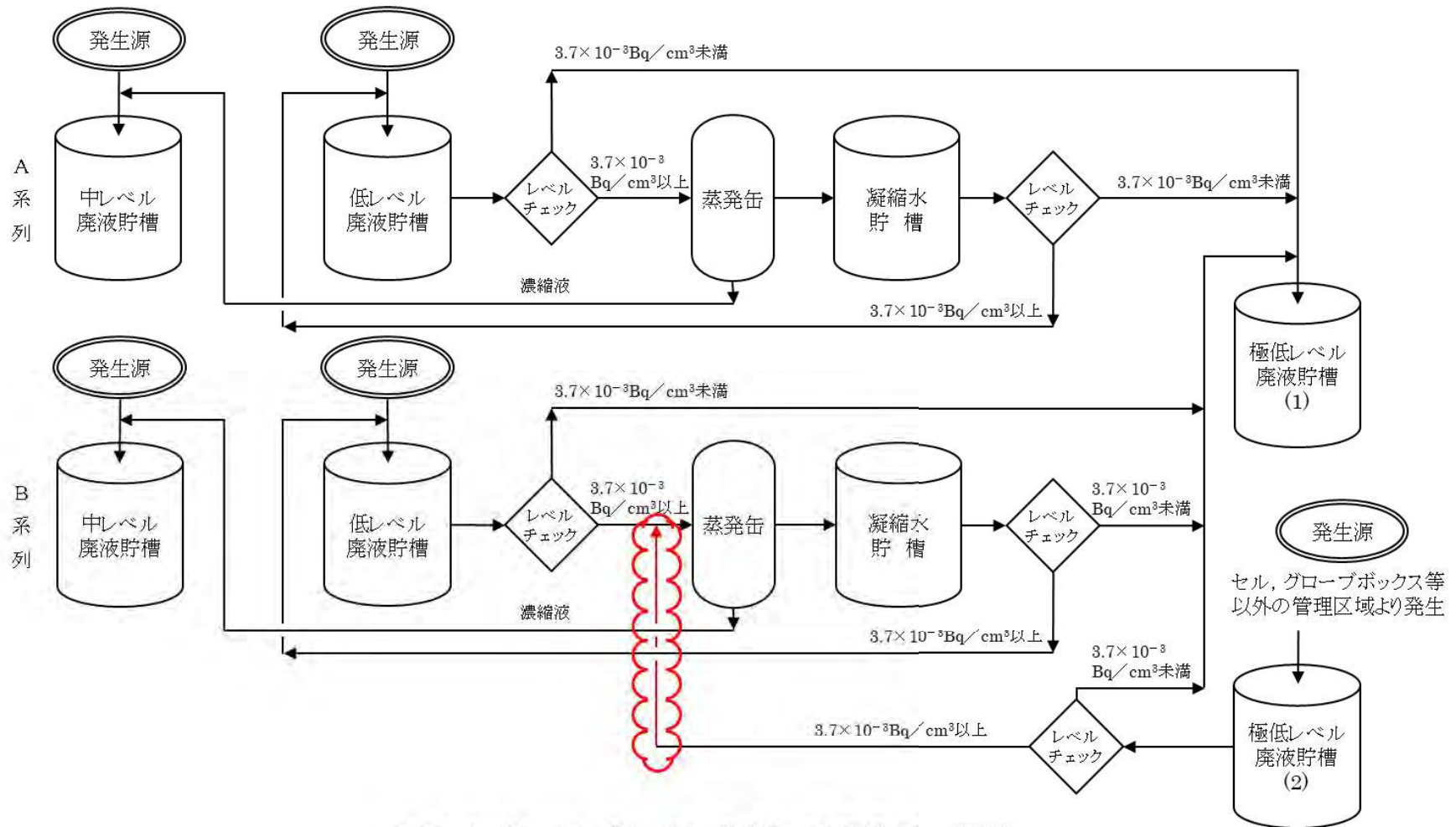


図22.1 中レベル, 低レベル, 極低レベル廃液の相互関係

図 1-2 変更許可申請前の図面 (添付書類 1 図 22.1)

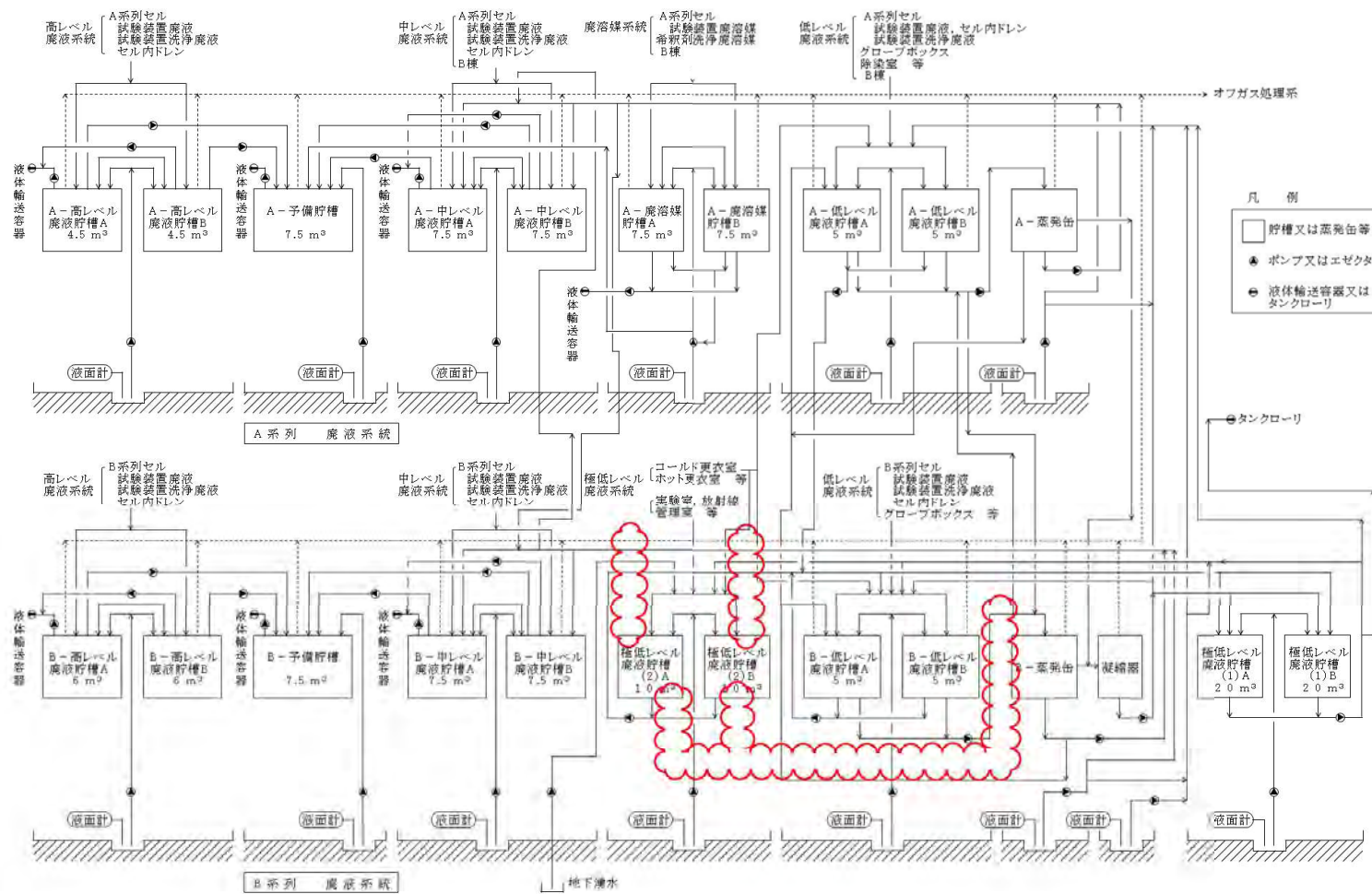


図9-2-3 廃液系統図

図 2-1 変更後の現物と一致した図面 (本文図面 図 9-2-3)

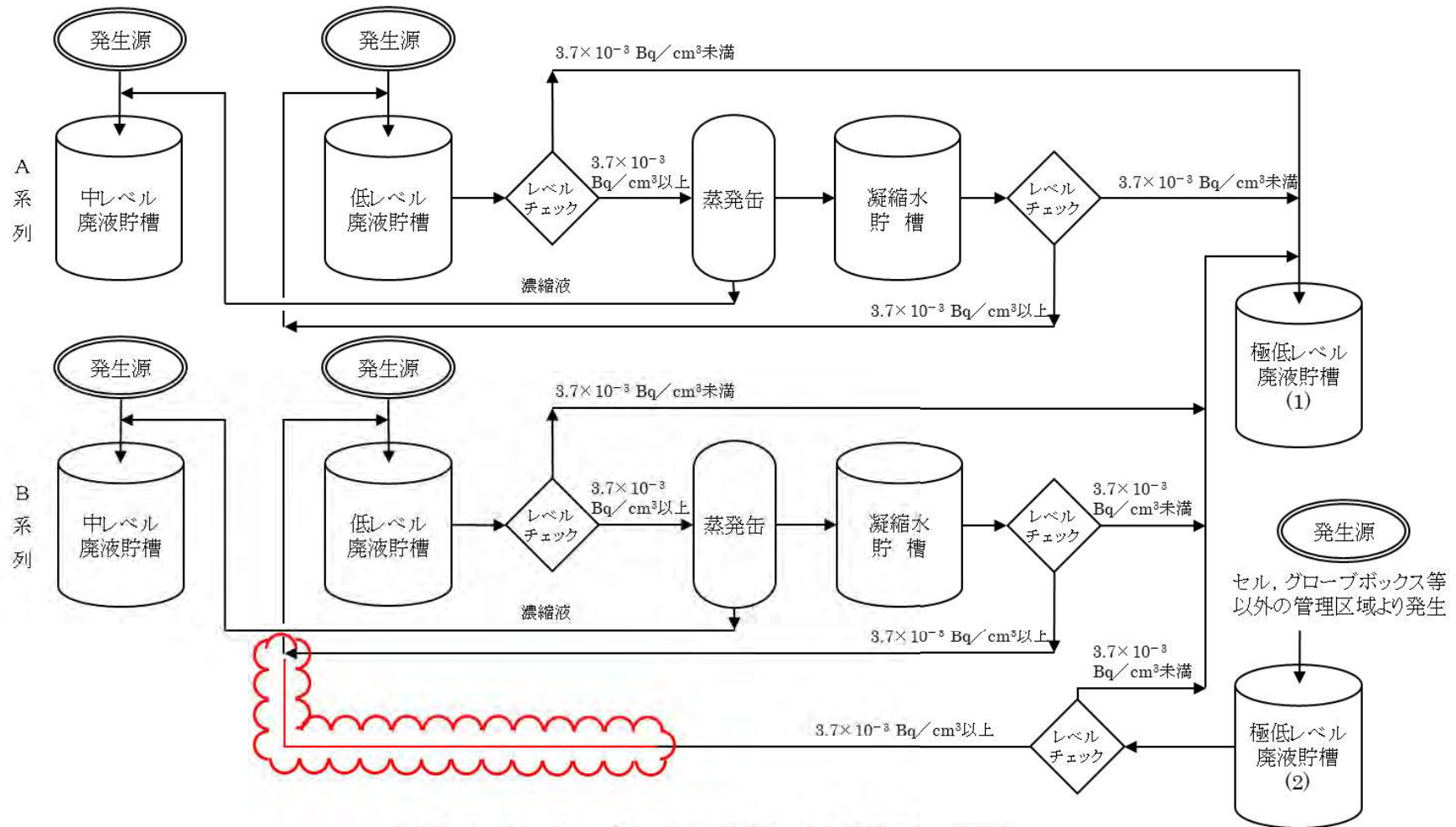


図22.1 中レベル, 低レベル, 極低レベル廃液の相互関係

図 2-2 変更後の現物と一致した図面 (添付書類 1 図 22.1)

施設検査記録
(才42回の1,2)

検査年月日 昭和56年6月22日～24日

検査対象事業所 動力炉・核燃料開発事業団
東海事業所

検査対象施設 高レベル放射性物質研究施設
昭和54年5月19日付け、54動燃(安)27を
もって申請し、昭和56年5月19日付け、
56動燃(安)27をもって変更届出した施設

検査官



検査立合者



検査要領及び結果 添付別紙の通り

判定

合格

検査要領および検査結果(第42回の2)

1. 検査申請書との対応 : 核燃料物質使用施設の検査(液体廃棄設備)について 54年 5月 19日付け、動燃(安)27により申請され、 年 月 日付け 動燃(安) をもって変更届出されたもの。
2. 使用施設 : 動力が 核燃料開発事業団東海事業所 高レベル放射性物質研究施設
3. 検査要領および検査結果 :

施設	設備	検査項目	検査方法	判定基準	結果	備考
廃棄施設	液体廃棄設備	通水試験	検査対象ラインについて、ポンプ又はエゼクターにより水を流し、目視又は液面指示計にて通水したことを確認する。	目視又は液面指示計の作動により通水したものを合格とする。	良好	図-II-1, 2, 3, 表-1

表- 1. 通水試験の記録

試験対象 設備名	液体廃棄設備	施設名	高レベル放射性物質研究施設
		検査年月日	昭和 56年 6月 23 24日
試験場所	動力炉核燃料開発事業団(東海)	検査官	[REDACTED]

1. 検査の方法

- 1) 検査対象ラインについて、ポンプ又はエジェクターにより水を流し、目視又は液面指示計にて通水したことを確認する。
- 2) 確認法は通水先貯槽の液面指示計の変化により確認する。
- 3) 確認は、ZP-1 廃棄設備・貯蔵設備操作監視盤による。

2. 対象ライン

表-2-1 ~ 表-2-7 による。

3. 判定基準

目視 又は 液面指示計の作動により、通水を確認したものを合格とする。

4. 検査の結果

5. 判定

合格

試験員 [REDACTED]

表-2-1 対象ラインおよび試験結果

系列 & No	通水元	ポンプ又はエジェクター	通水先	確認方法	貯槽の液面指示計	判定	備考
A-1	CA-3セル 1B 廃溶媒槽から (VE-1206)	廃溶媒ポンプ (PU-1212)	廃溶媒貯槽へ (VE-1509A) 又は (VE-1509B)	貯槽の液面指示計 による。	LIA-1501A LIA-1501B	合格	抜取りで VE-1509Aへ通水。
A-2	廃溶媒貯槽から (VE-1509A) 又は (VE-1509B)	廃溶媒移送ポンプ (PU-1501A) 又は (PU-1501B)	予備貯槽へ (VE-1505)	貯槽の液面指示計 による。	LIA-1506	合格	抜取りで VE-1509A及びPU-1501Aへ通水
A-3	CA-3セル 1S 洗浄廃液貯槽から (VE-1207)	エジェクター (EJ-1228)	高レベル廃液貯槽へ (VE-1503A) 又は (VE-1503B)	貯槽の液面指示計 による。	LIA-1504A LIA-1504B	合格	抜取りで VE-1503Aへ通水。
A-4	高レベル廃液貯槽から (VE-1503A) 又は (VE-1503B)	エジェクター (EJ-1507A) 又は (EJ-1507B)	予備貯槽へ (VE-1505)	貯槽の液面指示計 による。	LIA-1506	合格	抜取りで VE-1503A及びEJ-1507Aへ通水。
	①高レベル廃液貯槽から (VE-1503A) 又は (VE-1503B)	エジェクター (EJ-1506A) 又は (EJ-1506B)	高レベル廃液貯槽へ (VE-1503B) (VE-1503A)	〃	LIA-1504B LIA-1504A	合格	抜取りで VE-1503A及びEJ-1506Aへ通水。

表-2-2 対象ラインおよび試験結果

系列 & No	通水元	ポンプ又はエジェクター	通水先	確認方法	貯槽の液面指示計	判定	備考
A-5	CA-5セル 分析廃液一時貯槽から (VE-1801)	エジェクター (EJ-1802)	中レベル廃液貯槽へ (VE-1507A) 又は (VE-1507B)	貯槽の液面指示計 による。	LIA-1508A LIA-1508B	合格	抜取りで VE-1507Aへ通水。
A-6	中レベル廃液貯槽から (VE-1507A) 又は (VE-1507B)	エジェクター (EJ-1511A) 又は (EJ-1511B)	予備貯槽へ (VE-1505)	貯槽の液面指示計 による。	LIA-1506	合格	抜取りで VE-1507A及びEJ-1511Aで通水。
	①中レベル廃液貯槽から (VE-1507A) 又は (VE-1507B)	エジェクター (EJ-1513A) 又は (EJ-1513B)	中レベル廃液貯槽へ (VE-1507B) (VE-1507A)	"	LIA-1508B LIA-1508A	合格	抜取りで VE-1507A及びEJ-1513AでVE-1507Bへ通水。
A-7	CA-4セル 発液一時貯槽から (VE-1222)	エジェクター (EJ-1230)	低レベル廃液貯槽へ (VE-1510A) 又は (VE-1510B)	目視 又は 貯槽の 液面指示計による。	LIA-1510A-1 LIA-1510B-1	合格	抜取りで VE-1510Aへ通水。
A-8	低レベル廃液貯槽から (VE-1510A) 又は (VE-1510B)	低レベル 廃液移送ポンプ(1) (PU-1504A) 又は (PU-1504B)	蒸発缶へ (VE-1512)	蒸発缶ののりき窓 より目視する。		合格	抜取りで VE-1510A及びPU-1504Aで通水。

表-2-3 対象ラインおよび試験結果

系列No	通水元	ポンプ又はエジェクター	通水先	確認方法	貯槽の液面指示計	判定	備考
A-9	蒸発缶から (VE-1512)	中レベル 廃液移送ポンプ ⁽¹⁾ (PU-1506A) 又は (PU-1506B)	中レベル廃液貯槽へ (VE-1507A) 又は (VE-1507B)	貯槽の液面指示計 による。	LIA-1508A LIA-1508B	合格	抜取りで PU-1506AでVE-1507Aへ通水
A-10	① 低レベル廃液貯槽から (VE-1510A) 又は	極低レベル 廃液移送ポンプ (PU-1503A)	極低レベル廃液貯槽 ⁽¹⁾ (VE-3502A) 又は (VE-3502B)	目視又は貯槽の 液面指示計による。	LIA-3504A LIA-3504B	合格	抜取りで VE-1510AよりPU-1503AでVE-3502A 及びVE-3502Bへ通水
	② 低レベル廃液貯槽から (VE-1510B)	極低レベル 廃液移送ポンプ (PU-1503B)	極低レベル廃液貯槽 ⁽¹⁾ (VE-3502A) 又は (VE-3502B)	"	LIA-3504A LIA-3504B	合格	

表-2-4 対象ラインおよび試験結果

系列No	通水元	ポンプ又はエジェクター	通水先	確認方法	貯槽の液面指示計	判定	備考
B-1	CB-1セル 一時貯槽(2)から (VE-2202)	エジェクター (EJ-2202)	高レベル廃液貯槽へ 又は (VE-2503A) (VE-2503B)	貯槽の液面指示計 による。	LIA-2501A LIA-2501B	合格	抜取りで VE-2503Bへ通水。
B-2	高レベル廃液貯槽から 又は (VE-2503A) (VE-2503B)	エジェクター (EJ-2507A) 又は (EJ-2507B)	予備貯槽へ (VE-2505)	貯槽の液面指示計 による。	LIA-2503	合格	抜取りで VE-2503BからEJ-2507Bへ通水。
	①高レベル廃液貯槽から 又は (VE-2503A) (VE-2503B)	エジェクター (EJ-2506A) 又は (EJ-2506B)	高レベル廃液貯槽へ 又は (VE-2503B) (VE-2503A)	〃	LIA-2501B LIA-2501A	合格	抜取りで VE-2503BからEJ-2506Bへ通水。
B-3	CB-1セル 一時貯槽(1)から (VE-2103)	エジェクター (EJ-2107)	中レベル廃液貯槽 (VE-2507A) 又は (VE-2507B)	貯槽の液面指示計 による。	LIA-2505A LIA-2505B	合格	抜取りで VE-2507Bへ通水。

表-2-5 対象ラインおよび試験結果

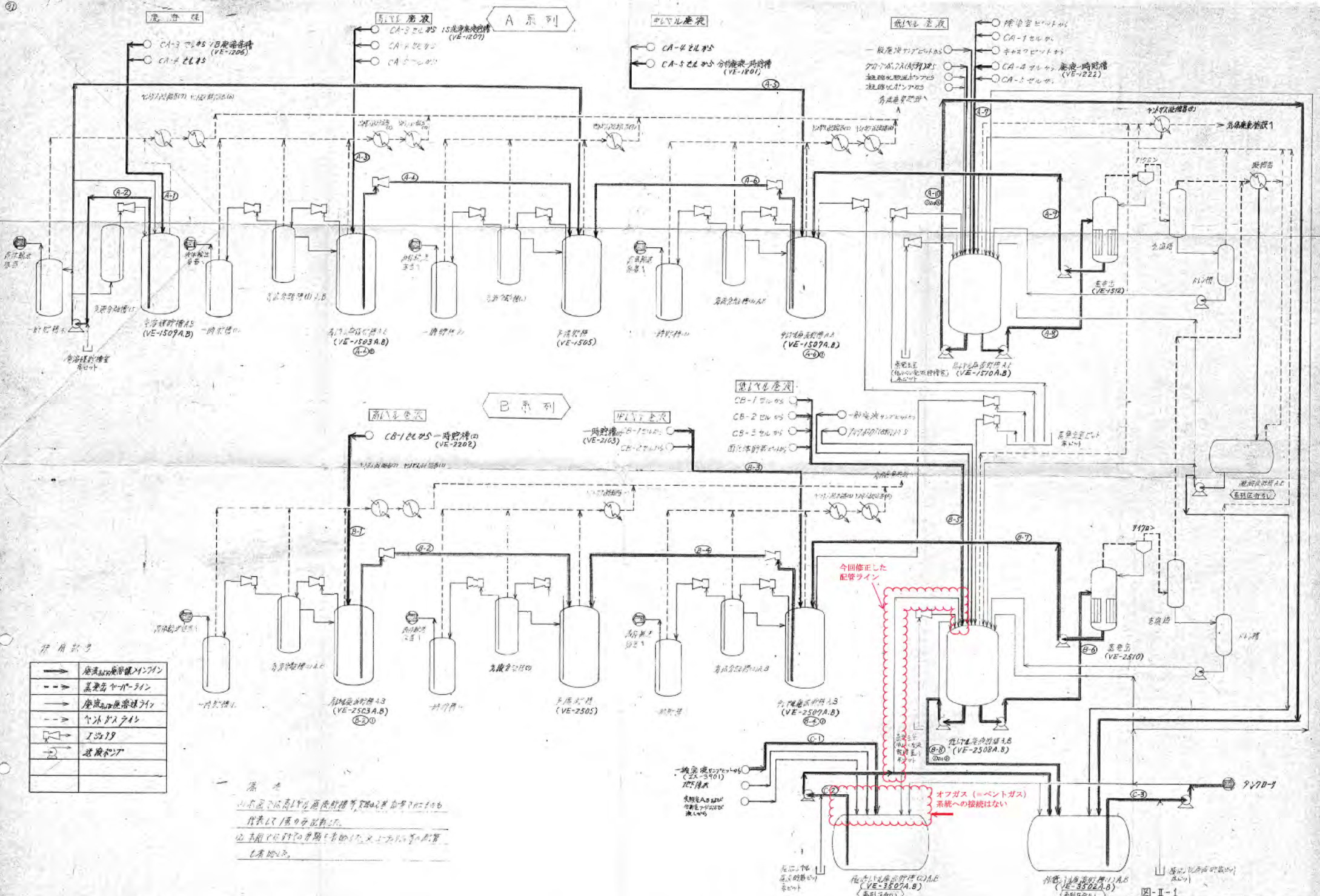
系列No	通水元	ポンプ又は エジェクター	通水先	確認方法	貯槽の 液面指示計	判定	備考
B-4	中レベル廃液貯槽から (VE-2507A) 又は (VE-2507B)	エジェクター (EJ-2512A) 又は (EJ-2512B)	予備貯槽へ (VE-2505)	貯槽の液面指示計 による。	LIA-2503	合格	抜取りで VE-2507BからEJ-2512Bへ通水
	①中レベル廃液貯槽から (VE-2507A) 又は (VE-2507B)	エジェクター (EJ-2513A) 又は (EJ-2513B)	中レベル廃液貯槽へ (VE-2507B) 又は (VE-2507A)	〃	LIA-2505B LIA-2505A	合格	抜取りで VE-2507BからEJ-2513BへVE-2507A へ通水
B-5	CB-2セル 一時貯槽 (4) から (VE-2401)	エジェクター (EJ-2404)	低レベル廃液貯槽へ (VE-2508A) 又は (VE-2508B)	目視 又は 貯槽の 液面指示計による。	LIA-2507A-1 LIA-2507B-1	合格	抜取りで VE-2508Bへ通水
B-6	低レベル廃液貯槽から (VE-2508A) 又は (VE-2508B)	低レベル 廃液移送ポンプ (PU-2502A) 又は (PU-2502B)	蒸発缶へ (VE-2510)	蒸発缶ののき窓 より目視する。		合格	抜取りで VE-2508BからPU-2502Bへ通水
B-7	蒸発缶から (VE-2510)	中レベル 廃液移送ポンプ (PU-2504A) 又は (PU-2504B)	中レベル廃液貯槽へ (VE-2507A) 又は (VE-2507B)	貯槽の液面指示計 による。	LIA-2505A LIA-2505B	合格	抜取りで PU-2504BからVE-2507Bへ通水

表-2-6 対象ラインおかし試験結果

系列No	通水元	ポンプ又は エジェクター	通水先	確認方法	貯槽の 液面指示計	判定	備考
B-8	① 低レベル廃液貯槽 (VE-2508A)	極低レベル 廃液移送ポンプ (PU-2501A)	極低レベル廃液貯槽 (VE-3502A) おかし (VE-3502B)	目視又は貯槽の 液面指示計による。	LIA-3504A LIA-3504B	合格	
	又は ② 低レベル廃液貯槽 (VE-2508B)	極低レベル 廃液移送ポンプ (PU-2501B)	極低レベル廃液貯槽 (VE-3502A) おかし (VE-3502B)				
							抜取りで VE-2508BよりPU-2501BへVE-3502A おかしVE-3502Bへ通水

表-2-7 対象ラインおよび試験結果

系列No	通水元	ポンプ又はエジェクター	通水先	確認方法	貯槽の液面指示計	判定	備考
C-1	一般廃液タンクピット (ZX-3901)	一般廃液移送ポンプ (PU-3901A) 又は (PU-3901B)	極低レベル廃液貯槽 ⁽²⁾ (VE-3507A) 又は (VE-3507B)	目視又は貯槽の液面指示計による。	LIA-3505A LIA-3505B	合格	抜取りで PU-3901AZ・VE-3507Aへ通水
C-2	極低レベル廃液貯槽 ⁽¹⁾ (VE-3507A) 又は (VE-3507B)	極低レベル廃液移送ポンプ (PU-3506A) 又は (PU-3506B)	極低レベル廃液貯槽 ⁽¹⁾ (VE-3502A) 又は (VE-3502B)	目視又は貯槽の液面指示計による。	LIA-3504A LIA-3504B	合格	抜取りで VE-3507AおよびPU-3506AZ・VE-3502Aへ通水
C-3	極低レベル廃液貯槽 ⁽¹⁾ (VE-3502A) 又は (VE-3502B)	極低レベル廃液移送ポンプ (PU-3503A) 又は (PU-3503B)	屋外へ(7.70-T)	目視による。		合格	抜取りで VE-3502AおよびPU-3503AZへ通水



廃油味

5VE 廃液

A 系列

4VE 廃液

3VE 廃液

3VE 廃液

B 系列

4VE 廃液

3VE 廃液

記号

	廃液処理設備メインライン
	蒸留高圧ライン
	廃液処理設備サブライン
	エアガスライン
	ポンプ
	バルブ

備考
 1. 本図は廃液処理設備の概略図であり、実際の配管は現場の設計図を参照すること。
 2. 本図は廃液処理設備の概略図であり、実際の配管は現場の設計図を参照すること。
 3. 本図は廃液処理設備の概略図であり、実際の配管は現場の設計図を参照すること。

図-1-1
 液体廃棄設備全体系統図